

## 2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同一 建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009単位)	1月につき 610単位	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う 場合 ×90/100  事業所と同一建物 の利用者50人 以上にサービスを行 う場合 ×85/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 378単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 576単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 775単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,742単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目